

イタリアの年金と高齢者の生活

小 島 晴 洋

「世界一寛大な制度」といわれていたイタリアの年金制度については、1992年から93年にかけての年金改革によって、老齢年金支給開始年齢の段階的引き上げや拠出期間の延長などが行われた。今回の改革は、年金制度そのものの長期的な安定をめざし、1970年代以来の懸案をほとんど解決することに成功したが、その意味では、受給者にとっては厳しい内容を含むものであった。それにもかかわらず、労働組合を含め、イタリア国民は最終的にはこの改革を受け入れ、事態は比較的平穏のうちに推移しているように見受けられる。

これは結論を先取りすることになるが、この国民の選択には、年金改革は国民生活——特に高齢者の生活——を脅かすものではなく、むしろ年金も含め、国民生活にとって重要なのはイタリア経済のパフォーマンスである、という判断があったものと思われる。社会保障制度は国民生活に密着したものであり、その分析にあたっては、常に国民生活の実態を視野に入れておく必要がある。そこで、年金改革の詳細については、別稿すでに論じたところである¹⁾ので、本稿では、イタリアの高齢者の生活の実態と、そこにおける年金の占める位置について、主に統計データの分析から明らかにすることを試みた。

本稿の構成は次のとおりである。まず、第1節では、人口その他のイタリアの国勢のもっと

も基礎的なデータと社会保障全体のマクロのデータを簡単に紹介する。第2節では、高齢者の生活実態を統計データから浮き彫りにする。ついで第3節では、年金の水準や受給者数などから、イタリアの年金と高齢者の生活との関わりについて分析を試みる。第4節はまとめである。

1. イタリアの国勢と社会保障

(1) イタリアの国勢²⁾

まず、読者の便宜のために、イタリアの国勢について簡単に触れておきたい。

1991年の人口調査によれば、1991年10月20日現在の居住人口は、5,641万1,290人であり、日本の約半分である。面積は、長靴のようなイタリア半島とサルデーニャ、シチリアなどの島部をあわせ、30万1,302平方キロメートル(1991年)であり、日本の面積(約37万平方キロメートル)よりもやや狭い。経済規模は、1991年のGDPが1,427兆3,420億リラであった(為替レートは、1991年当時100リラ=11~12円、現在は100リラ=約7円)。

65歳以上人口の比率は、1991年1月1日現在の推計値で14.82%であり、先進諸国の例にもれず高齢化の過程にある(表1)。平均寿命は男子73.5歳、女子80.2歳とヨーロッパ諸国の中でも比較的長い(1989年)。出生率は世界で最低レベルに属しながらなお低下を続けており(1991

表1 65歳以上人口比率の推移

1931 年	7.3 %
1951	8.2
1961	9.6
1971	11.3
1981	13.2
1991	14.8

注：1931～81年については各年のセンサスの数値、
1991年については、1月1日現在の推計値である。

出典：1931～81；ISTAT, *Compendio Statistico Italiano 1990*
1991；ISTAT, *Annuario Statistico Italiano 1992*

表2 平均世帯人員の推移

1951 年	4.0 人
1961	3.6
1971	3.3
1981	3.0
1988	3.0

注：1951～81年は各年のセンサスの数値である。
1988年は、ISTATによる抽出調査の数値である。

出典：1951～81；Clemente Lanzetti, "Le famiglie nei censimenti," in ISTAT, *Immagini della società italiana* (Roma, 1988), Prospetto 1
1988；ISTAT, *Annuario Statistico Italiano 1992*

年の合計特殊出生率1.27)，そのため今後の高齢化の加速が予想される。また、家族規模の縮小も進行している（表2）が、1988年の平均世帯人員は3.0人であり、ヨーロッパのなかではイギリス、フランス、ドイツ等と比較すればまだ大規模である。

イタリアの場合、南北の格差が問題になることが多い。一般的には、北部は豊かで工業化された先進地域であり、南部はいまだ貧しく後進的な農業地域であるといわれている。実際、平均所得は北部のほうが高い（後述2.(4)）。人口デ

ータでは、北部のほうが高齢化率は高く、出生率は低く、世帯規模は小さいという傾向が見られる。本来なら、地域差まで含めての分析を行うべきであるが、本稿では、データの制約等から基本的に全国レベルでの分析に止めざるをえなかった。後日の課題としたい。

(2) イタリアの社会保障制度とその規模

イタリアの社会保障制度は、通常次のように分類される（誤語はいずれも仮のものである）。

「社会保障」(protezione sociale または sicurezza sociale)

— 「保健医療」(sanità)

— 「社会保険」または「所得保障」(previdenza sociale)

— 「社会的援助」(assistenza sociale)

「保健医療」(sanità) とは、1978年の医療制度改革によって従来の社会保険型のシステムに代わって導入された、イギリス型の「国民保健サービス」(servizio sanitario nazionale, SSN) を指している。次に、「社会保険」または「所得保障」(previdenza sociale) とは、なんらかの事故に遭遇した国民に対し、喪失した所得を補完ないしは代替するものであり、通常社会保険システムによって運営されている。年金制度、労災制度、家族手当制度、失業手当制度などがこれに属する。最後の「社会的援助」(assistenza sociale) とは、その他の社会保障分野では保護の対象とならない困窮状態（老齢、障害、物質的貧困など）を予防ないし除去することを目的とするものであり、公的扶助、障害者福祉、児童福祉、高齢者福祉などがこれに属する。

社会保障関係給付費の総額は、1991年で329兆5,020億リラであり、対GDP比で23.1%の水準に達している（表3）。また、年金給付費の伸び

表3 イタリアの社会保障関係給付費とGDP

(単位:10億リラ, %)

	1987年	1988年	1989年	1990年	1991年
Sanità (保健医療)	50,035	57,247	61,895	73,455	81,768
	対前年比	—	14.4	8.1	18.7
	対GDP比	5.1	5.2	5.2	5.7
Previdenza (社会保険)	144,636	159,512	177,142	200,415	221,926
	対前年比	--	10.3	11.1	13.1
	対GDP比	14.7	14.6	14.8	15.3
うちPensione (年金)	118,421	131,232	145,902	165,396	184,414
	対前年比	—	10.8	11.2	13.4
	対GDP比	12.0	12.0	12.2	12.6
Assistenza (社会的援助)	18,647	20,158	22,919	25,326	25,808
	対前年比	—	8.1	13.7	10.5
	対GDP比	1.9	1.8	1.9	1.8
Totale Prestazione Sociale (社会保障関係 給付費計)	213,316	236,917	261,956	299,196	329,502
	対前年比	—	11.1	10.6	14.2
	対GDP比	21.7	21.7	21.9	22.8
GDP	983,803	1,091,837	1,193,462	1,311,638	1,427,342
	対前年比	9.3	11.0	9.3	9.9
					8.8

出典: 社会保障関係給付費は、ISTAT, *Annuario Statistico Italiano 1991* および *1992*, GDPは、OECD, *National Accounts 1960-1991* (Paris, 1993)。

は、GDPの伸びや社会保障関係給付費の伸びを上回る傾向にあり、この点からも年金改革は急務であった。

2. イタリアの高齢者の生活実態

生活実態を客観的に把握し記述するというのは、困難な課題である。ここでは、入手できた統計を基礎として客観性を確保しながらも、具体的なイメージが浮かぶように心がけながら、高齢者の生活実態を記述することとした。分析の項目としては、家族関係、健康状態、就労の状況、家計の状況を取り上げた。

(1) 家族関係

イタリア人は伝統的に家族を大事にする国民であるといわれる。それは、前述した家族規模の大きさにもあらわれているが、統計から見るかぎり、イタリアの家族関係にも変化の波が押し寄せているようである。それは、高齢者の生活にも影響を与えるにはおかない。

高齢者の生活との関連でみた場合、イタリアの家族関係の特徴の第1は、単独世帯、特に高齢者の単独世帯の増加である。ISTAT(イタリア中央統計局)の10年ごとの人口センサスによると、全世帯中に占める単独世帯の割合は、1961年の10.7%から、71年12.9%，81年17.9%と増

イタリアの年金と高齢者の生活

加している。さらにその中でも、高齢者の単独世帯の増加が著しく、単独世帯中に占める高齢者（65歳以上）の単独世帯の割合は、1961年の44.6%から71年は49.5%，81年は54.5%となっており、今や単独世帯の半分以上は高齢者である³⁾。

この、老人の一人暮らしの状況を、ISTATの1989～90年の調査から、老人人口のうちの割合で見ると、60歳以上の高齢者の25.1%が一人暮らしという結果になっている。この割合は、女性で高く、また高年齢のほうが高い。特に、80歳以上の女性は、その半数以上（51.3%）が一人暮らしである（表4）。

イタリアでも他の西欧諸国と同様に、子どもは成人すると独立して世帯を形成するのが一般的であり、三世代同居的な居住形態は少ないものと考えられるが、総務庁老人対策室『老人の生活と意識—国際比較調査結果報告書』（1987）

表4 高齢者の家族関係

	単独生活 (%)	夫婦で 生活 ^注 (%)	1人で未 婚の子と 同居 (%)	1人で他 の核家族 と同居 (%)	その他 (%)	計 (千人)
60～69歳	16.4	72.8	5.5	4.8	0.5	6,144
男	7.0	88.1	1.9	2.5	0.5	2,824
女	24.5	59.8	8.5	6.7	0.4	3,320
70～79歳	32.4	53.0	4.5	10.1	—	3,296
男	13.8	78.8	2.1	5.2	—	1,331
女	45.1	35.6	6.1	13.3	—	1,965
80歳以上	43.5	27.4	7.5	21.6	—	1,572
男	26.8	60.2	3.8	9.2	—	499
女	51.3	12.1	9.2	27.4	—	1,074
(再掲) 60歳以上	25.1	60.4	5.5	8.8	0.2	11,012
男	11.1	82.5	2.2	4.0	0.2	4,654
女	35.4	44.3	7.9	12.2	0.2	6,358

注：「夫婦で生活」には、「夫婦のみ」に限らず、夫婦が子など、夫婦以外の者と同居している場合を含んでいる。

出典：ISTAT, *Alcuni aspetti demografici e sociali degli anziani in Italia* (Roma, 1993), Tavola 2.1

によると、イタリアの60歳以上の高齢者の属する家族類型は、18.8%が「単独世帯」、29.3%が「夫婦のみの世帯」、22.1%が「夫婦と未婚の子どもの世帯」、14.1%が「三世代世帯」、そして15.7%が「その他の世帯」である（表5）。

ISTATの前記表4の調査では、三世代同居を示すデータはないが、「一人で他の核家族と同居」という形態は、「老人が配偶者をなくし、自立度も低下して、子や他の親族の核家族と同居するようになった」と分析されており、三世代同居に近い⁴⁾。男女差を見ると、「単独世帯」と「一人で他の核家族と同居」の割合は女性で高く、「夫婦で生活」の割合は男性が高い。また、年齢が上がるに従って、「夫婦で生活」が減少し、「単独世帯」および「一人で他の核家族と同居」が増加している。これは、平均的な夫婦の年齢差と平均寿命の男女差から、「夫婦で生活」→「夫の死」→「寡婦の一人暮らし」または「子の家族と同居」というのが、もっともありふれたケースであることを示している。

同居していない場合でも、子どもとの関係は強い。前記総務庁調査によると、イタリアの60歳以上の高齢者の74.4%に別居子があり、別居

表5 高齢者の属する家族（類型別）

（単位：%）

	日本	タイ	アメリカ	デンマーク	イタリア
単独世帯	6.7 (5.7)	4.6 (4.7)	39.6 (41.3)	44.0	18.8
夫婦のみの 世帯	27.2 (25.1)	5.4 (6.2)	40.4 (40.0)	46.6	29.3
夫婦と未婚 の子供	12.4 (15.2)	11.5 (13.8)	9.8 (8.3)	4.9	22.1
三世代世帯	37.3 (36.9)	48.5 (38.9)	0.5 (1.6)	0.2	14.1
その他の世帯	16.3 (17.0)	30.1 (36.4)	9.6 (8.8)	4.4	15.7

（ ）内は前回調査結果

出典：総務庁長官官房老人対策室、『老人の生活と意識—国際比較調査結果報告書』（1987），p.8

子と会う頻度は、「ほとんど毎日」が41.8%、「週に1回以上」が31.8%となっている。また、いちばん近い別居子までの所要時間は、「10分以内」が46.2%、「30分以内」が27.8%である⁵⁾。

総務省の調査結果報告書の表現を借りれば、「日本は男系の三世代家族、タイは双系の三世代家族、アメリカ、デンマークでは夫婦のみの家族と単独世帯が特徴的であり、イタリアは日本・タイとアメリカ・デンマークとの中間である」とされている⁶⁾。また、別居子と会う頻度はイタリアが一番であり、別居子との距離も一番近い。イタリアは欧米諸国の中では、高齢者の家族との絆が強いほうといえるだろう。

(2) 健康状態

1983年のISTAT調査によると、60~70歳の高齢者の約7割が、また70歳以上では64%が、健康状態が「良い」と答えている。一般に女性より男性のほうが「健康である」とする割合が高い（表6）。

1989年~90年のISTAT調査では、自立度についてのデータが得られている。それによると、80歳以上でも、半数以上（51.1%）が「自立し

表6 高齢者の健康状態

(単位：%)

		良 い	良くない
60~70歳	男	71.8	28.2
	女	67.0	33.0
	計	69.3	30.7
70歳以上	男	65.2	34.8
	女	63.1	36.9
	計	64.0	36.0

出典：Sebastiano Porcu, "Lo stato di salute," in ISTAT, *Immagini della società italiana* (Roma, 1988), Prospetto 1

表7 高齢者の自立度

(単位：%)

	自立 が必 要	時々介助 が必 要	継続的に 介助が必 要	無回答	計 (千人)
60~69歳	82.1	11.5	5.1	1.3	6,144
70~79歳	72.5	17.4	8.7	1.4	3,296
80歳以上 (再掲)	51.1	24.8	23.3	0.8	1,572
60歳以上	74.8	15.2	8.7	1.3	11,012

出典：ISTAT, *Alcuni aspetti demografici e sociali degli anziani in Italia* (Roma, 1993), Tavola 3.1

ている」と答えているが、「継続的に介護が必要」とする者も約4分の1（23.3%）に達する。60歳以上で継続的に介護が必要な者は、約95万人と推計される（表7）。

前記総務省調査では、イタリアでは「病気がちで、寝込むことがある」者の割合が比較的高いことが指摘されているが⁷⁾、これらのデータだけからイタリアの高齢者の健康状態を判断することは難しい。

(3) 就労状況

1991年のイタリアの60~64歳の労働人口比率は、男37.2%，女10.0%，計22.8%となっている（表8）。日本の同時期のデータ（男74.2%，女40.7%，計56.8%）⁸⁾と比べると、ずいぶん低く、旧西ドイツとほぼ同レベルである。

前記総務省国際比較調査によると、「現在働いていない人が実際に仕事をやめた時期」は、「イ

表8 高齢者の労働力率

(単位：%)

	男	女	計
60~64歳	37.2	10.0	22.8
65~70歳	12.6	3.9	7.7
71歳以上	4.3	1.1	2.4

出典：op. cit. Tavola 5.1

タリアでは50代から60代前半にかけてが最も多く」、また、「回答者が望ましいと感じる引退年齢」は、男女とも60歳が一番多い、とされている⁹⁾。

このように、イタリアもヨーロッパ諸国の例に漏れず、高齢になれば引退するのが一般的であり、また、早期の引退指向も強いほうといえそうである。

(4) 家計の状況

1985年のISTAT調査によると、全世帯の平均可処分所得は、185.4万リラ/月(北中部198.4万リラ、南部159.1万リラ)であったが、世帯主が65歳以上の世帯では、125.3万リラ/月、65歳以上の高齢者の単独世帯では、76.4万リラ/月となっていた。また、世帯主の主たる生計手段が年金である世帯は、全世帯の33.4%あり、その平均所得は133.6万リラ/月となっている¹⁰⁾。高齢者単独世帯の平均所得76.4万リラ/月は、かなり低いようであるが、当時の物価水準からするとぜいたくをしなければ生活できる水準と考えられる。

同じISTATの1991年の家計消費調査では、18~59歳の調査対象者の属する世帯の平均家計支出額は320.4万リラ/月であったが、60~69歳の調査対象者の属する世帯の平均家計支出額は242.3万リラ/月、70~79歳の調査対象者の属する世帯の平均家計支出額は174.5万リラ/月、80歳以上の調査対象者の属する世帯の平均家計支出額は151.6万リラ/月であり、年齢が上がるに従って支出額は減少する傾向が見られる(表9)。

ただし、世帯構成員1人当たりの金額を見ると、18~59歳が100.2万リラ/月、60~69歳が106.0万リラ/月、70~79歳が100.4万リラ/月、

表9 平均家計支出月額(1991年)

(単位：リラ、カッコ内は18歳以上を100とした指数)

調査対象者の年齢	家計支出額	家族構成員1人当たりの支出額
18~59歳	3,203,555(115.6)	1,002,260(99.2)
60~69歳	2,423,484(87.5)	1,059,734(104.9)
70~79歳	1,745,374(62.3)	1,003,991(99.4)
80歳以上 (再掲)	1,516,333(57.4)	959,850(95.0)
60歳以上	2,061,400(74.4)	1,031,751(102.1)
18歳以上	2,770,919(100.0)	1,010,336(100.0)

出典：ISTAT, *Alcuni aspetti demografici e sociali degli anziani in Italia* (Roma, 1993), Tavola 4.2

そして80歳以上が96.0万リラ/月となっている。年齢による差異はあまり見られず、むしろ、60~69歳の層が一番高い。

同じ調査による支出の内訳から、60歳以上の調査対象者の属する世帯の消費生活の実態を見ると、食費25.2%、住居費19.2%、光熱費6.1%、保健費(国民保健サービスの拠出分は含まない)3.1%、交通通信費12.3%等となっている¹¹⁾。このうち、一般的に所得弾性値の小さい食費、住居費、光熱費、保健費を一応、生活費の基礎的な部分とすると、その合計は53.6%となる。これは、当該世帯の平均家計支出額206.1万リラ/月(表9)に基づいて計算すると、金額としては約110.5万リラ/月となる。

3. 年金と高齢者の生活

(1) 年金制度と年金受給者数

イタリアの年金制度は、大きく分けて、INPS(Istituto nazionale della previdenza sociale、全国社会保険公社)による制度・基金とそれ以外の制度・基金に分けることができる(表10)。

INPS の所管し運営する年金は多岐にわたるが、そのうち最大のものが、被用者や自営業者一般を対象とした制度(「一般義務制度(Regime dell'assicurazione generale obbligatoria)」)である。INPS 内外の特別な制度・基金に属さない被用者や自営業者は、この一般義務制度に属することになる。INPS の中には、個別業種についての特別な基金(公共交通機関、電話、電力等)も存在し、その業種の被用者はこれらの基金に属している。INPS はまた、社会年金(pensione sociale) 制度の運営も行っている。これは、イタリア国内に居住する65歳以上のイタリア国民または EC 諸国の国民であって、他の社会保障給付を受けることができない低所得の者に与えられる福祉的な年金給付であり、全額国庫負担である。

INPS 外の制度・基金には、国家公務員等についての制度、地方職員、教員等のための特別な基金、INPDAI 等の個別職種についての基金、医師、弁護士等の自由業者(専門資格職)の業種ごとの基金などがある。

すなわち、イタリア人はおよそ就労していれば、かならずいずれかの年金制度に属することになり、その意味では国民皆年金である。支給要件を見れば、被用者の一般義務制度の場合、老齢年金の支給開始年齢は、改革前は男子60歳、女子55歳であり、その外にも、一定の被保険者期間及び拠出期間(35年)を満たしていれば、老齢年金の支給開始年齢に達しなくとも、退職し引退することを要件として支給される年金(退職年金、pensione di anzianità)が存在する。また、遺族年金(pensione ai superstiti)制度もあり、配偶者の場合には、死亡した受給資格者が受けていた額もしくは受け得たであろう額の60%が支給される。さらに、老齢年金の

表10 イタリアの年金制度と受給者数(1990年)

制度・基金	年金受給者数
INPS	14,567,654
一般義務制度	
被用者	9,645,637
自営業者	
農業	1,760,401
手工業	717,438
商業	697,010
代替制度	
公共交通機関	96,876
電話	23,827
電力	63,149
航空	1,648
税務	10,928
補完制度	
鉱山	9,713
ガス	6,549
集金	11,458
聖職者	14,376
社会年金	739,842
国(国家公務員等) ^a	1,287,554
国庫省所管の年金基金(地方職員、教員等)	576,000
INPDAI(企業経営者)	39,553
INPGI(ジャーナリスト)	2,822
ENPALS(興行関係者)	46,011
個別企業年金諸基金	11,776
自由業者年金諸基金(専門資格職)	152,367
計	15,915,918

注: ISTAT, *Annuario statistico italiano 1991* の3-34表と比較すると、この「国」には、公共企業体、国鉄等が含まれているものと考えられる。

出典: INPS, *Conoscere l'INPS* (Roma, [1992?]) 附属資料IIおよびIIIから作成。

受給に必要な被保険者期間および拠出期間(改革前は15年間)を満たさないか、あるいは全く

ない場合でも、65歳に達し所得が少なければ、社会年金を受給することができる。このように、イタリアの年金制度は、高齢者に対して、幅広く年金給付を認めるとともに、少なくとも65歳以上になれば、全高齢者に対して最低でも社会年金レベルの所得を保障する仕組みとなっている。

表10による年金受給者総数は、約1,600万人であるが、これは、60歳以上の高齢者数(約1,100万人)の約1.5倍である。もちろん、60歳以前から年金を受給する者も多いし、障害年金の受給者も含まれている¹²⁾。また、このデータは延人数だと考えられるので、重複受給している者もいるはずである。しかし、現実に受給できる年金額の水準の問題は別にして、少なくとも年金が受給できない高齢者がいるという問題はなさそうである。

(2) 年金の水準

年金の水準は、制度上は次のようにになっている。

まず、年金額の計算方法であるが、INPSの被用者の一般義務制度の老齢年金額は、基本的に次のように計算される。

$$\text{年額} = \text{直近5年間*の平均報酬年額}$$

$$\times \text{拠出年数 (最高40年)} \times 2\%$$

*今回の改革によって、現在段階的な引き上げ中である¹³⁾。

すなわち、40年以上の拠出期間のあるフルペンションは、受給前の年収の80%ということになる。

次に、イタリアの年金には、最低年金額(trattamento minimo)の補完という制度がある。すなわち、INPSの支給する年金(老齢年金のみならず、障害年金、遺族年金を含む)には

表11 INPSの被用者の一般義務制度における最低年金額の推移(1981年以降)
(月額 単位: リラ)

	提出期間 15年未満	(対1人当たり) 国民所得比(%)	提出期間 15年以上	(対1人当たり) 国民所得比(%)
1981. 1~	188,250	(35.0)	200,450	(37.2)
1981. 7~	204,050		217,250	
1981. 9~	212,000		225,700	
1982. 1~	230,250	(36.5)	245,150	(38.9)
1982. 5~	239,700		255,200	
1982. 9~	251,450		267,700	
1983. 1~	276,050	(38.2)	293,900	(40.7)
1983. 4~	286,800		305,350	
1983. 7~	298,550		317,850	
1983. 10~	307,200		327,050	
1984. 1~	320,200	(37.7)	340,900	(40.2)
1984. 5~	332,000		353,450	
1984. 8~	338,550		360,400	
1984. 11~	341,950		364,050	
1985. 1~	345,700	(37.0)	368,050	(38.6)
1985. 2~	353,300		376,150	
1985. 5~	364,250		387,800	
1985. 8~	370,800		394,750	
1985. 11~	374,500		398,700	
1986. 1~	376,000	(35.6)	400,300	(37.4)
1986. 5~	384,650		409,500	
1986. 11~	395,800		421,350	
1987. 1~	397,400	(34.6)	423,050	(37.1)
1987. 5~	407,750		434,050	
1987. 11~	418,350		445,350	
1988. 1~	418,350	(33.3)	445,350	(35.6)
1988. 5~	429,250		456,950	
1988. 11~	440,400		468,800	
1989. 1~	452,300		481,450	
1989. 5~	469,500		499,750	
1989. 11~	484,500		515,700	
1990. 1~	484,500		515,700	
1990. 5~	502,450		534,800	
1990. 11~	519,550		553,000	
1991. 1~	519,550		553,000	
1991. 5~	541,900		576,800	
1991. 11~	560,850		596,950	
1992. 1~	563,100		599,350	
1992. 5~	577,750		614,950	
1993. 1~	577,750		614,950	
1993. 6~	588,150		626,000	
1993. 12~	598,150		636,650	

注：1988年から、自営業者の一般義務制度の最低保障額も同額となつた。

出典：

金額：Giuseppe Rodà, *Le pensioni* (Milano, 1993), pp. 313-315

対1人当たり国民所得比：Ministero del Lavoro e della Previdenza Sociale, *Social Security and its Financing Report '88* (Roma, [1988?]), p. 51.

最低保障額があり、計算による年金額がその額に達しないときには、最低額までの補完がなされる。その額は、1993年12月1日から、拠出期間15年末満の場合、月額598,150リラ、拠出期間15年以上の場合、月額636,650リラ(1993年の年額は、それぞれ7,613,950リラおよび8,104,050リラ。年金はクリスマス賞与を含め、13カ月分支給される。)となっており、物価上昇に応じて引き上げられている(表11)。その水準は、1人当たり国民所得との対比で見ると、おおむね30~40%の水準である(表11、1991年についての筆者の試算では、拠出期間15年末満31.9%、15年以上34.0%となった)。

社会年金の額は、1993年12月1日から月額340,850リラとなっており、これも物価上昇に応じて引き上げられてきている(表12)。この水準は、最低年金額と比べても半分強であり、かなり低い。ちなみに、上記の金額を現在の為替レートで換算すると、約24,000円となる。

年金の水準の実態を統計から見てみよう。

全支給機関の年金の年間の支給総額を、年間の総支給件数で除して求められる平均支給額を見ると、1986年の年額611.7万リラ(月額に換算して47.1万リラ)から1990年の年額866.8万リラ(同じく66.7万リラ)へと増加している(表13)。内訳を見ると、INPS一般義務制度等の老齢、退職、障害、遺族の各年金の水準のほうが、賠償的年金、功労年金等の水準より高く、老齢年金および退職年金は、1990年で年額1,233.7万リラ(同じく94.9万リラ)に達している。しかし、障害年金、遺族年金の水準は比較的低く、いずれも、最低年金額をわずかに上回る水準にとどまっている。

年金額の賃金との代替率を見ると、制度上は最高で80%となるが、統計上の平均値はもっと

表12 社会年金額の推移

(月額、単位：リラ)

時 期	金 額
1969. 5 ~	12,000
1972. 7 ~	18,000
1973. 1 ~	19,000
1974. 1 ~	25,850
1975. 1 ~	38,850
1976. 1 ~	46,800
1977. 1 ~	53,300
1978. 1 ~	63,700
1979. 1 ~	72,250
1980. 1 ~	102,350
1980. 7 ~	110,150
1981. 1 ~	119,850
1981. 7 ~	129,900
1981. 9 ~	134,950
1982. 1 ~	142,600
1982. 5 ~	148,450
1982. 9 ~	155,700
1983. 1 ~	165,550
1983. 4 ~	172,000
1983. 7 ~	179,050
1983. 10 ~	184,250
1984. 1 ~	191,700
1984. 5 ~	198,750
1984. 8 ~	202,700
1984. 11 ~	204,700
1985. 2 ~	209,200
1985. 5 ~	215,700
1985. 8 ~	219,600
1985. 11 ~	221,800
1986. 5 ~	226,900
1986. 11 ~	233,500
1987. 5 ~	239,550
1987. 11 ~	245,800
1988. 5 ~	252,200
1988. 11 ~	258,750
1989. 5 ~	263,600
1989. 11 ~	277,200
1990. 5 ~	287,450
1990. 11 ~	297,200
1991. 5 ~	310,000
1991. 11 ~	320,850
1992. 5 ~	329,200
1993. 1 ~	329,200
1993. 6 ~	335,150
1993. 12 ~	340,850

出典: Rodà, *op. cit.* p. 346

低い。最近の政府報告書¹⁴⁾によれば、INPS一般義務制度の老齢年金の代替率(平均年金額/平均報酬額)は、1981年40.6%、1991年47.8%となっている。今回の改革においても、現行の80%は高水準にすぎるのでないかという議論が財政当局などで行われていたが、結局このような実態から、この問題には手が付けられなかったという経緯がある。

ところで、イタリアの高齢者世帯の基礎的な生活費は、2.(4)で見たように、一応、1991年で約110万リラ/月程度と考えることができるが、これは、公的年金の給付水準を考えるにあたっての、1つの目安になり得るものと考えられる。年金水準をこの関連で検討すると、次のようになる。

まず、最低年金額であるが、1991年の月額約52~60万リラ(表11)は、基礎的な生活費の約半分の水準となる。すなわち、最低年金額を1人分と考え、1つの世帯に年金受給者が2人いると想定すれば、なんとか基礎的な生活費を賄う水準となる。

これに対して、社会年金額(表12)ははるかに低水準である。また、表13の平均支給額は、1990年までのデータしかないが、老齢年金または退職年金のみでは(つまり、夫が老齢年金ま

たは退職年金を受給し、それが世帯の主な収入源になっているとの前提)、基礎的な生活費の水準には達していないものと考えることができよう。

(3) 高齢者の所得と年金

高齢者の所得中に占める年金の割合を示すデータが入手できていないので、周辺データを使いながら、イタリアの高齢者の生活のなかで、年金の果たしている役割の分析を試みたい。

まず、家計の状況と年金額に関するデータを整理すると次のようになる。

- ① 1985年、世帯主の主たる生計手段が年金である世帯の平均所得月額は、133.6万リラであった(2.(4))。
- ② 1985年、世帯主が65歳以上の世帯の平均所得月額は、125.3万リラであった(2.(4))。
- ③ 1985年、65歳以上の高齢者の単独世帯の平均所得月額は、76.4万リラであった(2.(4))。
- ④ 1991年、60歳以上の調査対象者の属する世帯の平均家計支出月額は、206.1万リラ、世帯構成員1人当たりの支出月額は、103.2万リラであった(表9)。
- ⑤ 月額に換算した年金の水準は、1986年で、

表13 年金平均支給額の推移(年金の種類別:年額)

(単位:千リラ)

	老齢年金・ 退職年金	障害年金	遺族年金	小計	賠償的年金	扶助的年金	功労年金	総計
1986年	8,962	5,475	5,049	6,855	2,980	4,135	137	6,117
87	9,567	5,750	5,467	7,340	3,615	4,321	134	6,597
88	10,314	6,369	5,932	8,020	3,658	4,787	128	7,205
89	11,322	6,937	6,473	8,835	4,035	5,184	127	7,928
90	12,337	7,518	7,159	9,700	4,081	5,700	134	8,668

出典:ISTAT, *Statistiche della previdenza della sanità e dell'assistenza sociale anni 1990, 1991* (Roma, 1993), Tavola 2.2

老齢年金および退職年金が68.9万リラ、遺族年金が38.8万リラ、1990年で、同じく94.4万リラおよび55.1万リラであった（表13）。家計の状況を示すデータと年金水準を示すデータの時期が一致しないが、両者の比較から、高齢者の生活の経済的側面を年金との関係を中心に分析してみたい。

まず、多数派といえる「夫婦で生活」している世帯であるが、最も一般的なケースでは、夫が老齢年金または退職年金を受給し、それが世

表14 イタリアの高齢者の収入源

	現在の生活費の 収入源(複数回答)	そのうちの 主な収入源
就業による収入	12.1	8.0
公的な年金	82.5	72.2
私的な年金	10.6	8.1
預貯金の引き出し	24.5	4.2
財産からの収入	7.4	1.7
子どもなどからの援助	10.8	3.3
生活保護	0.7	0.2
その他	3.0	1.5
NA	0.1	0.9

出典：総務長官官房老人対策室『老人の生活と意識—国際比較調査結果報告書』（1987）p. 232

表15 平均世帯構成員数および世帯内で所得のある者の数（1991年）

調査対象者 の年齢	平均世帯 構成員数①	世帯内で所得の ある者の数②	②/①
18~59歳	3.2	1.8	0.56
60~69歳	2.3	1.8	0.78
70~79歳	1.7	1.6	0.94
80歳以上	1.6	1.5	0.93
(再掲) 60歳以上	2.0	1.7	0.85
18歳以上	2.7	1.7	0.63

出典：ISTAT, *Alcuni aspetti demografici e sociali degli anziani in Italia* (Roma, 1993), Tavola 4.3

帶の主な収入源になっているものと考えられる。前記総務府調査では、「あなたは、現在、御自分の生活費を何でまかなっていますか。」という質問に対し、「公的な年金」が82.5%と第1位を占めており、「預貯金の引き出し」が24.5%とこれに続いている（複数回答）。そのうちの1つだけを挙げさせる「主な収入源」では、「公的な年金」が72.2%を占め、他の項目は10%以下であった（表14）。

しかし、比較的水準の高い老齢年金および退職年金でも、その平均額（1986年68.9万リラ、1990年94.4万リラ）と、世帯の平均所得額や支出額（1985年125.3～133.6万リラ、1991年206.1万リラ）の間には、かなりの開きがある。もともとある程度の収入がなければ独立して生計を営むことはできないので、平均値同士を単純に比較することは危険であるが、説明として最も自然なのは、世帯内に複数の収入源があることが多いと考えることであろう。具体的には、妻に就労所得または独自の年金の収入がある、同居している未婚の子に就労所得がある、あるいは、世帯構成員のいずれかに財産収入がある等が考えられる。

実際、ISTATの1991年の家計消費調査によると、世帯内で所得のある者の数は、調査対象者の年齢が高くなってしまってもあまり減少せず、60～69歳で1.8人、80歳以上でも1.5人となっている（表15）。年齢が上がるに従って世帯構成員数は減少しているので、その結果として、2.(4)でみたように、世帯構成員1人当たりの支出金額が60～69歳で一番高くなるという現象も引き起こされている。

次に、単独世帯についてであるが、ここでも同様に、平均年金額の水準は平均の所得額や支出額の水準に達していない。特に単独世帯の場

合には、もともと収入の多い、すなわち年金額も比較的高い層が単独世帯を構成し、経済的に厳しければ「他の核家族と同居」等の形態になると考えられるので、このデータはその意味では当然ともいえる。

しかし、典型的な高齢者の単独世帯は寡婦世帯であり、現に、80歳以上の女性の51.3%（約55万人）が単独世帯で生活している。その場合、受給する年金の多くは遺族年金であると予想されるが、遺族年金の水準と、単独世帯の平均所得額や世帯構成員1人当たりの支出金額の水準の格差は、かなり大きい。また、遺族年金の平均額自体も、それだけで生計を営むことは難しそうな額である。このことは、一人暮らしの高齢者の場合は、ひとりで複数の年金を受給している（たとえば、自らの老齢年金と夫分の遺族年金）か、あるいは、年金以外のなんらかの収入（利子所得、家賃収入、仕送り、預貯金の引き出し等）があることが多い、ということを示唆しているのではないだろうか。

以上から、イタリアの国民生活において、年金の占める比重はたしかに小さくはない。しかし良くも悪くも国民は年金とはほどほどの距離を保ち、生計の中で年金を上手に利用しているように見える。年金がなくなればたしかに困るだろう。ただし、年金に全面的に依存しているほどではなさそうである。

4. 終わりに一国民にとっての年金改革一

今回の年金改革は、①制度・基金の分立、②寛大な給付、③不正受給および拠出逃れ、④年金制度の複雑化、⑤年金負担の増大という、イタリアの年金制度の現状にメスを入れ、各制度・基金間の取扱いの統一と財政の健全化を狙

ったものであった¹⁵⁾。

INPSの一般義務制度に関しては、主な改正点は次の7点に整理できる。

① 老齢年金支給開始年齢の引き上げ

被用者の老齢年金の支給開始年齢を、一部の例外を除き、1994年1月1日から段階的に（2年に1歳のペースで）、男65歳、女60歳まで引き上げることとした。

② 被保険者期間および拠出期間の延長

被用者、自営業者とも、老齢年金の受給に必要な被保険者期間および拠出期間を、1993年1月1日から、段階的に（2年間に1年ずつのペースで）、それぞれ現行の15年から20年に引き上げることとした。

③ 年金額計算の基礎となる報酬の期間の延長

年金額計算の基礎となる報酬の期間を大幅に延長した。具体的には、拠出期間15年以上の被用者については、1993年1月1日から段階的に現行の5年間（260週）から10年間（520週）に延長するとともに、拠出期間15年未満の被用者および自営業者については、現行の期間に年金受給開始までの全就労期間を加算することとした。

④ 最低年金額補完のための所得要件の厳格化

就労して所得を得ながら年金を受給している場合の最低年金額の補完は、従来は、年金受給者本人の所得のみを要件とし、それが最低年金額の2倍を超える場合には、受けることができなかった。今回の改正は、本人の所得に加え、配偶者の所得も考慮することとし、合計して最低年金額の3倍を超える場合にも、最低年金額の補完が受けられることとした。

⑤ 年金と雇用所得等の調整の整理強化

老齢年金および障害年金については、年金受給者に所得がある場合には、その種類にかかわらず（雇用所得でも自営所得でも）、年金支給額

は、原則として最低年金額およびそれを超えた場合には超えた部分の50%までの額とされた。退職年金については、雇用・自営にかかわらず、原則として所得があれば支給されないこととした。

⑥ 年金スライド方式の見直し

スカラ・モービレ（賃金の物価スライド方式）が廃止されることを考慮して、物価指数に基づくスライドを年1回（11月1日）のみとし、それ以上のスライドは、「経済の状況に応じて、全国レベルにおける最も代表的な労働組合の意見をきいて、予算法によって定める」とこととした。

⑦ 年金額算定の上限額を超える部分の支給率の合理化

年金額算定に当たり、基礎となる報酬額には上限が設定されており（1992年の年額：52,120,000リラ）、1年につき2%という年金支給率は、その範囲内の報酬額にのみ適用されることになっている。1988年から、上限額を超える報酬部分については、それを3段階にわけ、それぞれに段階的に縮減された支給率を適用することとされていた。今回の改正は、現行支給率の引上げを行うとともに、上限額を超える率90%超という第4段階（支給率0.9%）を創設した。

これらの改革は、将来の受給要件を厳しくするものでこそあれ、実は、現在の受給者や近い将来の受給者にとっては、ほとんど影響がないか、場合によっては有利になる可能性もあるものであった。

まず、現在の受給者の権利や、受給はしていないそれでもすでに受給の要件を満たしている者の権利は、既得権として保護されることが明らかにされ、各条項でもそのように規定された。また、すでに所得がある者に対してのいわば「寛

大すぎる」最低年金の補完のは正などは、不必要的給付の合理化と評価できるものであった。さらに、最大の論点であった老齢年金支給開始年齢の引き上げに関しては、経過措置として、引き上げが実施されている間については、その時点における支給開始年齢を超えて労働を継続する場合には、助成措置が行われることとされたのである¹⁶⁾。

その意味において、今回の年金改革は、年金を「ほどほどの」収入源としているイタリアの高齢者の生活を脅かすものではなかった。現在、イタリアの労働組合は、その組合員のかなりの割合が年金受給者になっているが、三大総連合のうち、最も強硬なCGIL（イタリア労働総同盟）も結局年金改革に反対はしなかったのである。

イタリアには、スカラ・モービレという、物価の上昇に応じて自動的に額の上昇する独特的の報酬項目があったが、これは、1992年7月の政労使三者間協定による「凍結」措置を経て、1993年7月3日の政労使三者間協定により、最終的に廃止されることとなった。その結果、賃金の決定システムは、原則として、全国レベルと企業レベルによる団体交渉によることとなった。戦後長らく続いていたイタリアの労使関係の特徴には、そのほかにも、1990年の「スト規制法」や91年の「労働市場法」の制定など、現在、変革の波が押し寄せている。これは、今日の経済危機と雇用問題に対処するため、労使の利益のバランスのとれたシステムを確立するものであり、「混乱」というよりもむしろ、「秩序」化への一過程というべきと評されている¹⁷⁾。今回の年金改革がこの時期に実現したのは、このような一連の文脈のなかで理解することも可能である。

また同時に、現在および将来の高齢者の生活

にとって、年金制度の長期的な安定や、イタリア経済の回復、雇用問題の解決等のほうが、当面の年金支給要件の変更よりも重要であり、国民もまた最終的にはそのような判断をしたものと考えてよいのではないかと思われる。

注

- 1) 拙稿「イタリアの年金改革の動向(上)(下)」、『ジュリスト』No. 1031およびNo. 1032(1993)。
- 2) イタリアの国勢については、ISTAT, *Annuario statistico italiano 1992*による。
- 3) Clemente Lanzetti, "Le famiglie nei censimenti", in ISTAT, *Immagini della società italiana* (Roma, 1988), Prospetto 14および18。
- 4) ISTAT, *Alcuni aspetti demografici e sociali degli anziani in Italia* (Roma, 1993), pp. 17-18.
- 5) 総務庁長官官房老人対策室『老人の生活と意識——国際比較調査結果報告書』(1987), p. 14。
- 6) *op. cit.* p. 11.
- 7) *op. cit.* p. 11 および p. 64。
- 8) 総務庁統計局『労働力調査年報平成4年』(1993)。
- 9) 総務庁長官官房老人対策室, *op. cit.* p. 26。
- 10) Claudio Moriani, "Redditi e consumi delle famiglie", in ISTAT, *Immagini della società italiana* (Roma, 1988), Prospetto 1 および 6。
- 11) ISTAT, *op. cit.* Tavola 4.4.
- 12) イタリアにおいては、かつては、障害年金の濫受給が大きな問題になっていた。藤川鉄馬「イタリアの年金制度(9)(10)」(『ねんきん』, 1984)によると、1978年のINPSの扱う年金のうち、障害年金の支給件数は老齢年金の支給件数を上回り、年金支給件数全体の42.4%を占めている。1984年に、通常の障害年金を3年間の障害手当として更新制とする等の障害年金制度の改革を行った結果、事態は改善しつつある。
- 13) 現役時代の収入として、生涯の平均報酬ではなく、直近5年間のみの平均報酬を年金計算の基礎としていたことが、拠出逃れの温床に

なっていたため、今回の改革では、その段階的な引き上げを行い、最終的には全就労期間を対象とすることとした。これにより、長期的な視点では、給付水準の引き下げにもつながることとなろう。

- 14) [Governo italiano], *Relazione per la Schema di disegno di legge, Reforma del sistema previdenziale dei lavoratori dipendenti privati e pubblici*, Typescript [1991?].
- 15) 詳しくは前掲拙稿を参照されたい。
- 16) 具体的には、年金額の計算において、割増し措置を行うもので、労働継続の結果得られた拠出年数に対する1年当たりの年金の支給率を、男65歳、女60歳までは1%(2%→3%), その他の場合は0.5%(2%→2.5%), それぞれ引き上げることとした。後者は、女性の65歳までの就労を促進することを狙ったものである。その結果、現行の最高支給率80%を超えることも認められた。
- 17) 大内伸哉「最近のイタリアの労働関係——混乱から秩序へ——」『海外労働時報』206号(1993)。

参考文献

- (本文中、表中および注で引用したもののほか)
- [Governo italiano], *Relazione per la Schema di decreto legislativo racante : "Norme per il riordinamento del sistema previdenziale dei lavoratori privati e pubblici"*, Typescript [1992]
- Ministero dell' Interno, Direzione Generale dei Servizi Civili, *Servizi socio-assistenziali e sicurezza sociale in Italia* (Roma, 1987)
- Mattia Persiani, *Diritto della previdenza sociale* (Quarta edizione, Padova, CEDAM, 1989)
- Francesco Paolo Rossi, *La previdenza sociale* (Terza edizione, Padova, CEDAM, 1990)
- Gian Carlo Vicinelli, *Enciclopedia della sicurezza sociale* (Milano, Nicola Teti Editore, 1991)
- 日本労働研究機構編『イタリアの労働事情』(日本労働研究機構, 1993)
- 松浦千賀「イタリア一戸惑う過渡期の老人たち」『世界の老人の生き方』(有斐閣, 1980)

ロベルト・マッヂ「イタリアの結婚と家族」『家族
と福祉の未来——現代家族と社会福祉への
提言』(全国社会福祉協議会, 1987)

(こじま・せいよう

社会保障研究所主任研究員)